

横須賀市報

号外第25号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

条 例		規 則	
◇コミュニティセンター条例中一部改正……………	1	◇職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則中一部改正……………	〃
◇基金条例中一部改正……………	〃	◇企業等の立地及び設備投資促進条例施行規則中一部改正……………	7
◇手数料条例中一部改正……………	〃		
◇企業等の立地及び設備投資促進条例中一部改正……………	5		

本号で公布された条例のあらまし

○コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 鴨居コミュニティセンターの集会室兼体育室の使用料を改める。
- 2 施行期日 令和5年4月1日

○基金条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 新たにスポーツで夢をかなえる基金を設置する。
- 2 施行期日 公布の日（令和4年12月19日）

○手数料条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 下水道使用料の改定等を踏まえ、し尿収集等手数料及び浄化槽内の汚泥等の収集等手数料を改定する。
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の改正に伴い、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に対する審査に係る手数料の規定を改める。
- 3 施行期日 公布の日（令和4年12月19日）。ただし、1については、令和5年4月1日

○企業等の立地及び設備投資促進条例の一部を改正する条例（条例第58号）

- 1 条例の題名を企業立地等促進条例に改める。
- 2 奨励措置の要件及び内容の規定を改める。
- 3 施行期日 令和5年1月1日

○横須賀市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 鶴久保小学校放課後児童クラブを設置する。
- 2 施行期日 令和5年4月1日

○都市公園条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 はまゆう公園運動場の使用料を改定する。
- 2 はまゆう公園駐車場を有料公園施設とする。
- 3 施行期日 令和5年4月1日。ただし、2については、同年7月1日

条 例

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第55号

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。
別表第2第1項の表鴨居コミュニティセンターの項中

600	1,200	を	900	1,800
-----	-------	---	-----	-------

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後のコミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年12月19日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第56号

基金条例の一部を改正する条例
基金条例（昭和39年横須賀市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条の表動物愛護基金の項の次に次のように加える。

スポーツで夢をかなえる基金	スポーツで夢を追いかける子ども及びスポーツに励む選手を支援するための必要な費用に充当
---------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第57号

手数料条例の一部を改正する条例
手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第5第1項第1号ア中「200円」を「260円」に改め、同号イ中「200円」を「310円」に改め、同号ウ中「260円」を「340円」に改め、同項第5号ア(ア)中「5,520円」を「7,450円」に改め、同号ア(イ)中「8,370円」を「11,300円」に改め、同号ア(ウ)中「10,400円」を「14,040円」に改め、同号ア(エ)中「12,410円」を「16,750円」に改め、同号ア(オ)中「12,410円」を「3,690円」を「16,750円に4,980円」に改め、同号イ(ア)中「4,700円」を「6,350円」に改め、同号イ(イ)中「6,540円」を「8,830円」に改め、同号イ(ウ)中「7,380円」を「9,960円」に改め、同号イ(エ)中「7,870円」を「10,620円」に改め、同号イ(オ)中「8,370円」を「11,300円」に改め、同号イ(カ)中「8,880円」を「11,990円」に改め、同号イ(キ)中「9,230円」を「12,460円」に改め、同号イ(ク)中「9,730円」を「13,140円」に改め、同号イ(ケ)中「9,730円に1,840円」を「13,140円に2,480円」に改め、同号ウ中「210円」を「220円」に改める。

別表第7第3項第1号列記以外の部分中「一戸建て住宅に」を「一戸建ての住宅に」に、「一戸建て住宅の低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料」を「一戸建ての住宅の低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料」に改め、同号ア中「登録住宅性能評価機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）」に改め、「住宅が」を削り、「住宅適合証」を「低炭素法基準適合証」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されるもの（第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査

共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定（低炭素法基準適合証あり）申請手数料 次のア及びイに掲げる当該申請に係る住戸の戸数（以下この項において「申請戸数」という。）及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を合算した額
ア 申請戸数

- (ア) 申請戸数が1のもの 4,900円
- (イ) 申請戸数が2以上5以下のもの 9,600円
- (ウ) 申請戸数が6以上10以下のもの 16,000円
- (エ) 申請戸数が11以上25以下のもの 27,000円
- (オ) 申請戸数が26以上50以下のもの 45,000円
- (カ) 申請戸数が51以上100以下のもの 81,000円
- (キ) 申請戸数が101以上200以下のもの 13万円
- (ク) 申請戸数が201以上300以下のもの 16万円
- (ケ) 申請戸数が301以上のもの 17万円

イ 共同住宅等の共用部分の面積

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 13万円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 16万円
- (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 20万円

(3) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されないもの（第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査

共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定（低炭素法基準適合証なし）申請手数料 次のア及びイに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を合算した額

ア 申請戸数

- (ア) 申請戸数が1のもの 34,000円
- (イ) 申請戸数が2以上5以下のもの 69,000円
- (ウ) 申請戸数が6以上10以下のもの 97,000円
- (エ) 申請戸数が11以上25以下のもの 14万円
- (オ) 申請戸数が26以上50以下のもの 20万円
- (カ) 申請戸数が51以上100以下のもの 28万円
- (キ) 申請戸数が101以上200以下のもの 38万円
- (ク) 申請戸数が201以上300以下のもの 50万円
- (ケ) 申請戸数が301以上のもの 59万円

イ 共同住宅等の共用部分の面積

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11万円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14万円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 18万円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 28万円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 36万円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 43万円
- (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 50万円

別表第7第3項第4号ア列記以外の部分を次のように改める。
低炭素法基準適合証が提出された場合

別表第7第3項第6号及び第7号を削り、同項第8号列記以外の部分中「第1号から第4号まで、第6号及び第7号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号列記以外の部分中「一戸建て住宅に」を「一戸建ての住宅に」に、「第20号」を「第12号」に、「一戸建て住宅の低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料」を「一戸建ての住宅の低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料」に改め、同号ア中「住宅適合証」を「低炭素法基準適合証」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されるもの（同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査

共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定（低炭素法基準適合証あり）申請手数料 次のアからエまでに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

ア 申請戸数（既に第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。）

- (ア) 申請戸数が1のもの 2,450円
- (イ) 申請戸数が2以上5以下のもの 4,800円
- (ウ) 申請戸数が6以上10以下のもの 8,000円
- (エ) 申請戸数が11以上25以下のもの 13,500円
- (オ) 申請戸数が26以上50以下のもの 22,500円
- (カ) 申請戸数が51以上100以下のもの 40,500円
- (キ) 申請戸数が101以上200以下のもの 65,000円
- (ク) 申請戸数が201以上300以下のもの 8万円
- (ケ) 申請戸数が301以上のもの 85,000円

イ ア以外の申請戸数 第2号アの(ア)から(ケ)までに規定する額

ウ 共同住宅等の共用部分の面積（既に第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。）

<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4,800円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 8,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 13,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 40,500円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 65,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 8万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 10万円</p> <p>エ ウ以外の共同住宅等の共用部分の面積 第2号イの(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>(9) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されないもの(同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査 共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定(低炭素法基準適合証なし)申請手数料 次のアからエまでに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 申請戸数(既に第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。)</p> <p>(ア) 申請戸数が1のもの 17,000円</p> <p>(イ) 申請戸数が2以上5以下のもの 34,500円</p> <p>(ウ) 申請戸数が6以上10以下のもの 48,500円</p> <p>(エ) 申請戸数が11以上25以下のもの 7万円</p> <p>(オ) 申請戸数が26以上50以下のもの 10万円</p> <p>(カ) 申請戸数が51以上100以下のもの 14万円</p> <p>(キ) 申請戸数が101以上200以下のもの 19万円</p> <p>(ク) 申請戸数が201以上300以下のもの 25万円</p> <p>(ケ) 申請戸数が301以上のもの 295,000円</p> <p>イ ア以外の申請戸数 第3号アの(ア)から(ケ)までに規定する額</p> <p>ウ 共同住宅等の共用部分の面積(既に第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 55,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 7万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 9万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 14万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 18万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 215,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 25万円</p> <p>エ ウ以外の共同住宅等の共用部分の面積 第3号イの(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>別表第7第3項第10号及び第11号を削り、同項第12号アからカまでの規定中「非住宅建築物等適合証」を「低炭素法基準適合証」に改め、同号を同項第10号とし、同項第13号中「(次号から第19号までに規定する審査を除く。)」を削り、「第9号から第12号」を「第7号から前号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第14号から第19号までを削り、同項第20号列記以外の部分中「第9号から第12号まで及び第14号から第19号」を「第7号から前号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第21</p>	<p>号ア中「一戸建て住宅」を「一戸建ての住宅」に、「第9号イ」を「第7号イ」に改め、同号イ中「第10号イ」を「第9号ア」に改め、同号ウ中「第11号イ」を「第9号ウ」に改め、同号エ中「第12号イ」を「第10号イ」に改め、同号を同項第13号とし、同表第6項第4号列記以外の部分中「第35条第2項」を「当該申請に係る建築物が非住宅建築物であり、かつ、第35条第2項」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料」を「非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料」に、「コまで」を「ウまで」に改め、「(当該申請が、ケ又はコに該当する場合は、住戸数)」を削り、同号ア列記以外の部分中「省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った)」を削り、「省エネ誘導基準非住宅適合証(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等)」を「省エネ誘導基準適合証(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等)」に改め、「書類」の次に「又は品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能評価基準に基づく断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価のものであって、住宅部分が省エネ誘導基準に適合していることが確認できるものに限る。)」を加え、同号イ列記以外の部分中「省エネ誘導基準非住宅適合証」を「省エネ誘導基準適合証」に改め、同号ウを削り、同号エ列記以外の部分中「省エネ誘導基準非住宅適合証」を「省エネ誘導基準適合証」に改め、同号エを同号ウとし、同号オからセまでを削り、同項第12号中「前号」を「第20号から前号まで」に改め、同号を同項第24号とし、同項第11号列記以外の部分中「の申請」の次に「(当該申請に係る建築物が非住宅建築物である場合に限る。)」を加え、「建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料」を「非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料」に、「ツ」を「ウ」に改め、同号ア中「省エネ基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った)」を削り、「省エネ基準非住宅適合証等(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が第2条第3号を「省エネ基準適合証等(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が第2条第1項第3号)に、「若しくは34条認定」を「34条認定」に、「又は都市の低炭素化の促進に関する法律」を「都市の低炭素化の促進に関する法律」に改め、「認定通知書及び検査済証」の次に「又は品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能評価基準に基づく断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価のものであって、住宅部分が省エネ基準に適合していることが確認できるものに限る。)」を加え、同号イ中「省エネ基準非住宅適合証等」を「省エネ基準適合証等」に改め、同号ウを削り、同号エ中「省エネ基準非住宅適合証等」を「省エネ基準適合証等」に、「第4号エ」を「第4号ウ」に改め、同号エを同号ウとし、同号オからニまでを削り、同号を同項第20号とし、同号の次に次の3号を加える。</p> <p>(21) 41条認定の申請(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅である場合に限る。)に対する審査 一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 省エネ基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準適合証等の写しが提出された場合 第5号アに規定する額</p> <p>イ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による評価方法(以下「省エネ性能基準標準計算」という。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準適合証等の写しが提出されない場合 床面積に応じ、第5号イに規定する額</p> <p>ウ 省エネ性能基準標準計算以外の方法でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準適合証等の写しが提出されない場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>
--	--

19,000円

㉒ 41条認定の申請であって、省エネ基準適合証等が提出されるもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅である場合に限る。）に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定（省エネ基準適合証等あり）申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

- ア 住戸数 第6号アに規定する額
- イ 共用部分の面積 第6号イに規定する額

㉓ 41条認定の申請であって、省エネ基準適合証等が提出されないもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅である場合に限る。）に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定（省エネ基準適合証等なし）申請手数料 次のアからウまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

ア 住戸数（省エネ性能基準標準計算に基づきエネルギー消費量の算定を行ったものに限る。） 第7号アに規定する額

イ 住戸数（省エネ性能基準標準計算以外の方法でエネルギー消費量の算定を行ったもの）

- (ア) 住戸数が1のもの 17,000円
- (イ) 住戸数が2以上5以下のもの 33,000円
- (ウ) 住戸数が6以上10以下のもの 48,000円
- (エ) 住戸数が11以上25以下のもの 71,000円
- (オ) 住戸数が26以上50以下のもの 11万円
- (カ) 住戸数が51以上100以下のもの 16万円
- (キ) 住戸数が101以上200以下のもの 23万円
- (ク) 住戸数が201以上300以下のもの 29万円
- (ケ) 住戸数が301以上のもの 34万円

ウ 共用部分の面積 第7号イに規定する額

別表第7第6項第10号ア中「第7号ウ」を「第12号ウ」に改め、同号イ中「第7号キ」を「第12号オ」に改め、同号ウを削り、同号エ中「省エネ誘導性能基準」を「省エネ誘導基準」に、「第7号セの(ア)及び(イ)」を「第13号イ」に改め、同号エを同号ウとし、その次に次のように加える。

エ 省エネ誘導基準に基づき住宅の共用部分及び複合建築物の住宅の共用部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第15号ウに規定する額

別表第7第6項第10号オ中「省エネ誘導性能基準」を「省エネ誘導基準」に、「第3項第10号イの(ア)から(ケ)まで」を「第15号ア」に改め、同号を同項第19号とし、同項第9号列記以外の部分中「前3号」を「第12号から前号まで」に改め、同号を同項第18号とし、同項第8号の2中「前2号」を「第12号から前号まで」に、「又は第5号」を「から第9号まで」に改め、同号を同項第17号とし、同項第8号中「前号」を「第12号から前号まで」に改め、同号を同項第16号とし、同項第7号列記以外の部分中「第36条第2項」を「当該申請に係る建築物が非住宅建築物であり、かつ、第36条第2項」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料」を「非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料」に、「つまで」を「かまで」に改め、「（当該申請に係る建築物が、ソ、タ、チ又はツに掲げる建築物に該当する場合は、住戸数）」を削り、同号ア列記以外の部分及びイ中「省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った」を削り、「省エネ誘導基準非住宅適合証」を「省エネ誘導基準適合証」に改め、同号ウ列記以外の部分及びエ中「省エネ誘導基準非住宅適合証」を「省エネ誘導基準適合証」に改め、同号オ及びカを削り、同号キ列記以外の部分中「省エネ誘導基準非住宅適合証」を「省エネ誘導基準適合証」に改め、同号キを同号オとし、同号ク中「省エネ誘導基準非住宅適合証」を「省エネ誘導基準適合証」に、「第4号エ」を「第4号ウ」に改め、同号クを同

号カとし、同号ケからホまでを削り、同号を同項第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) 36条認定の申請（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査

一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 次のア及びイに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 省エネ誘導基準適合証の写しが提出された場合 床面積にかかわらず2,450円

イ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合

- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円
- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円

(14) 36条認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証が提出されるもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定（省エネ誘導基準適合証あり）申請手数料 次のアからエまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

ア 住戸数（既に34条認定を受けた部分に限る。） 第3項第8号アの(ア)から(ケ)までに規定する額

イ ア以外の住戸数 第3項第8号イに規定する額

ウ 共用部分の面積（既に34条認定を受けた部分に限る。） 第3項第8号ウの(ア)から(ケ)までに規定する額

エ ウ以外の共用部分の面積 第3項第8号エに規定する額

(15) 36条認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証が提出されないもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定（省エネ誘導基準適合証なし）申請手数料 次のアからエまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

ア 住戸数（既に34条認定を受けた部分に限る。） 第3項第9号アの(ア)から(ケ)までに規定する額

イ ア以外の住戸数 第3項第9号イに規定する額

ウ 共用部分の面積（既に34条認定を受けた部分に限る。） 第3項第9号ウの(ア)から(ケ)までに規定する額

エ ウ以外の共用部分の面積 第3項第9号エに規定する額

別表第7第6項第6号列記以外の部分中「前3号」を「第4号から前号まで」に改め、同号を同項第11号とし、同項第5号の2中「前2号」を「第4号から前号まで」に改め、同号を同項第10号とし、同項第5号中「前号」を「第4号から前号まで」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号の次に次の4号を加える。

(5) 34条認定の申請（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査

一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 次の掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 省エネ誘導基準適合証の写しが提出された場合 床

- 面積にかかわらず4,900円
- イ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合
- (7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
34,000円
- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
38,000円
- (6) 34条認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されるもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査
- 一户建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（省エネ誘導基準適合証あり）申請手数料 次のア及びイに掲げる一户建ての住宅以外の住宅の住戸部分（住宅部分のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条第1号及び第2号に掲げるものをいう。以下同じ。）の住戸数（以下この項において「住戸数」という。）及び一户建ての住宅以外の住宅の共用部分（同条第3号に掲げるものをいう。以下同じ。）の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額
- ア 住戸数 第3項第2号アの(ア)から(カ)までに規定する額
- イ 共用部分の面積 第3項第2号イの(ア)から(キ)までに規定する額
- (7) 34条認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、基準省令第4条第3項第1号に規定する数値により算定を行ったもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査
- 一户建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（省エネ誘導基準適合証なし・共用部分ありの算定）申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額
- ア 住戸数 第3項第3号アの(ア)から(カ)までに規定する額
- イ 共用部分の面積 第3項第3号イの(ア)から(キ)までに規定する額
- (8) 34条認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、基準省令第4条第3項第2号に規定する数値により算定を行ったもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査
- 一户建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（省エネ誘導基準適合証なし・共用部分なしの算定）申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額
- ア 住戸数 第3項第3号アの(ア)から(カ)までに規定する額
- イ 共用部分の面積 第3項第2号イの(ア)から(キ)までに規定する額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5第1項第1号及び第5号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

企業等の立地及び設備投資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第58号

企業等の立地及び設備投資促進条例の一部を改正

する条例

企業等の立地及び設備投資促進条例（平成10年横須賀市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

企業立地等促進条例

第1条中「行う企業等」の次に「並びに産業用地を整備する企業等」を加える。

第2条に次の3号を加える。

(9) 産業用地 開発行為等により即時に立地ができる状態に整備された土地をいう。

(10) 運輸業立地等促進地区 工業系地域のうち運輸業に関連する立地及び設備投資を促進する地区として市長が指定する地区をいう。

(11) 産業用地整備促進地区 産業用地の整備を促進する地区として市長が指定する地区をいう。

第3条各号列記以外の部分中「次条」を「次条第1項及び第2項」に改め、同条第1号中「5億円」を「3億円」に、「あっては1億円」を「あっては5千万円」に改め、同条第4号中「立地し」を「運輸業立地等促進地区以外の地区に立地し」に、「企業等の」を「企業等にあっては、その」に、「電気業若しくは情報通信業に属するもの」を「電気・ガス・熱供給・水道業のうち電気業、情報通信業」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 運輸業立地等促進地区に立地し、又は設備投資等を行う企業等にあっては、その事業内容が本市の産業の振興に寄与し、総務大臣が定める日本標準産業分類に定める製造業、電気・ガス・熱供給・水道業のうち電気業、情報通信業、運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業若しくは倉庫業又は学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関に属するものであること。

第3条に次の1項を加える。

2 産業用地整備促進地区において産業用地を整備する企業等は、次に掲げる要件を満たすときは、次条第3項に定める奨励措置の適用を受けることができる。

(1) 都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けた開発行為に係る土地を所有し、かつ、当該開発行為に関する工事について、令和5年1月1日以後に同法第36条第2項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）の交付を受けていること。

(2) 前号に規定する許可に係る予定建築物等について、立地の用に供する部分が含まれていること。

(3) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

第4条第1項各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に、「この条」を「この項及び次項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前条第2項の要件を満たす企業等に対し、当該産業用地に係る固定資産税及び都市計画税について、当該検査済証の交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日（当該検査済証の交付を受けた日が1月1日の場合にあっては、その日）を賦課期日とする年度から10年度分に限り免除する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当することとなった日の属する年の1月1日（当該該当することとなった日が1月1日の場合にあっては、その日）を賦課期日とする年度までに限り免除する。

(1) 企業等が当該産業用地に建築物等を建築し、操業を開始したとき（仮設建築物等により一時的に事業を行うときを除く。）。

(2) 当該企業等が、当該産業用地を第三者に譲渡したとき。

附 則

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

2 改正後の企業立地等促進条例の規定は、この条例の施行の日以後の固定資産の取得又は産業用地の整備について適用し、同日前の固定資産の取得又は産業用地の整備については、なお従前の例による。

横須賀市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第59号

横須賀市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

横須賀市放課後児童クラブ設置条例（平成30年横須賀市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（位置及び名称）

第2条 クラブの位置及び名称は、次のとおりとする。

位	置	名	称
横須賀市西逸見町1丁目14番地		逸見小学校放課後児童クラブ	
横須賀市不入斗町1丁目1番地		鶴久保小学校放課後児童クラブ	

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第60号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2はまゆう公園の項を次のように改める。

はまゆう公園	運動場	1月4日から12月28日まで	1月から3月まで及び10月から12月まで	午前8時30分から午後5時まで
			4月から9月まで	午前8時30分から午後7時まで
	駐車場	通年		午前8時から午後9時30分まで

別表第3第1号オの表軟式野球場の項の次に次のように加える。

運動場 （はまゆう公園に限る。）	15歳以上の者（高校生及び中学生を除く。）	午前8時30分から11時まで	11,950	23,900
		午前11時から午後1時まで	9,560	19,120
		午後1時から3時まで	9,560	19,120
		午後3時から5時まで	9,560	19,120
		午後5時から7時まで（4月から9月までに限る。）	9,560	19,120
		時間外1時間につき	4,780	9,560
	上記以外の者	午前8時30分から11時まで	7,170	14,340
		午前11時から午後1時まで	5,740	11,480
		午後1時から3時まで	5,740	11,480
		午後3時から5時まで	5,740	11,480

	午後5時から7時まで（4月から9月までに限る。）	5,740	11,480
	時間外1時間につき	2,870	5,740

別表第3第1号オの表運動場の項中「運動場」の次に「（大津公園に限る。）」を、「9月まで」の次に「に限る。」を加え、同表備考に関する部分第8項を削り、同部分第7項を同部分第8項とし、同部分第6項の次に次の1項を加える。

7 運動場（はまゆう公園に限る。）及びサッカー場の使用料については、半面使用の場合は半額とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3第1号キの表追浜公園駐車場夏島都市緑地駐車場不入斗公園第2駐車場不入斗公園臨時駐車場大津公園駐車場燈明堂緑地駐車場佐原2丁目公園第2駐車場久里浜1丁目公園駐車場光の丘公園駐車場西公園駐車場湘南国際村西公園駐車場佐島の丘第4公園駐車場の項中「不入斗公園臨時駐車場」を「不入斗公園臨時駐車場」に改める。

「はまゆう公園駐車場」

附則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2はまゆう公園の項の改正規定及び別表第3第1号キの表追浜公園駐車場夏島都市緑地駐車場不入斗公園第2駐車場不入斗公園臨時駐車場大津公園駐車場燈明堂緑地駐車場佐原2丁目公園第2駐車場久里浜1丁目公園駐車場光の丘公園駐車場西公園駐車場湘南国際村西公園駐車場佐島の丘第4公園駐車場の項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

2 改正後の別表第3第1号オの表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

規則

横須賀市規則第71号

職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地克明

職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則（昭和31年横須賀市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「及び勤勉手当」を削り、同条ただし書を次のように改める。

ただし、配偶者同行休業又は育児休業の1回の承認に係るこれらの休業の期間が1月以内である場合の職員の期末手当の算定に係る在職期間については、この限りでない。

第4条第4号中「期間」の次に「。ただし、育児休業の1回の承認に係る育児休業の期間が1月以内である場合の当該期間を除く。」を加える。

第6条第1号中「100分の190」を「6月1日に在職する場合においては100分の190」に、「規定する職員にあっては100分の230」を「規定する職員（以下この号において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の230）、12月1日に在職する場合においては100分の210（特定幹部職員にあっては100分の250）に改め、同条第2号中「100分の90」を「6月1日に在職する場合においては100分の90、12月1日に在職する場合においては100分の100」に改める。

第2条 職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条各号を次のように改める。

(1) 職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第11条の規定により採用された職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 100分の200（職員給与条例施行規則（昭和26年横須賀市規則第23号）第10条第3項に規定する職員にあっては100分の240）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の95

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則第6条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

~~~~~

横須賀市規則第72号

企業等の立地及び設備投資促進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

企業等の立地及び設備投資促進条例施行規則の一部を改正する規則

企業等の立地及び設備投資促進条例施行規則（平成10年横須賀市規則第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

企業立地等促進条例施行規則

第1条第1項中「企業等の立地及び設備投資促進条例」を「企業立地等促進条例」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 条例第2条第10号に規定する市長が指定する地区は、夏島町地内及び浦郷町地内の同条第2号に規定する工業系地域に該当する地区並びに横須賀インター周辺地区地区計画に定められた地区とする。
  - 5 条例第2条第11号に規定する市長が指定する地区は、横須賀インター周辺地区地区計画に定められた地区とする。
- 第2条中「第3条第2号」を「第3条第1項第2号」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（産業用地の整備に係る奨励措置）

第3条の2 条例第4条第3項各号に掲げるときにおいて、当該産業用地の一部に建築物等を建築し、操業を開始したとき又は当該産業用地の一部を第三者に譲渡したときは、当該産業用地の一部に係る固定資産税及び都市計画税について、同項ただし書の規定を適用する。

第4条第1項中「契約の締結前に」の次に「、産業用地を整備する企業等にあっては都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けた開発行為に関する工事の着手前に」を加え、同条第4項中「内」を「以内」に改め、「までに」の次に「、産業用地を整備する企業等にあっては都市計画法第36条第2項に規定する検査証の交付を受けた日後1月以内に」を加える。

第6条中「第4条第1項」の次に「又は第3項」を、「家屋」の次に「又は当該産業用地」を加える。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。